

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の5の2の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。

2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は、福島県財務規則(以下「規則」という。)第249条第1項第4号の規定により免除するものとする。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は、設定しない。

(4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5) 契約保証金

規則第 2 2 8 条に定める契約保証金は、契約代金額の 1 0 0 分の 5 以上の額とする。

ただし、規則第 2 2 9 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

(6) 委託の期間

委託の期間は、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削減があった場合、委託者はこの契約を解除できるものとする。

(7) 委託契約書

別紙委託契約書案による。

(8) 契約の確定時期

地方自治法第 2 3 4 条第 5 項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

(9) 提出書類

受託者は、仕様書に定めるほか、着手届を契約締結後 5 日以内に提出しなければならない。

警 備 業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 称 須賀川支援学校校舎警備業務委託
- 2 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削除があった場合、甲はこの契約を解約できるものとする。
- 5 契 約 保 証 金 福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項第4号の規定により免除

上記の業務について、委託者 福島県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項に定めるところにより、福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年福島県条例第70号）第3号の規定に基づく契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の期間中、当初の金額をもって頭書の業務を実施するものとする。

- 2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は、甲の指示に従うものとする。

（業務に係る機器及び配線等の設置及び撤去）

第2条 乙は、委託業務を開始するに当たり、必要な機器及び配線等を設置する場合には、別紙仕様書によるものとし、設置が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、契約期間の終了、契約の解除、又は契約の変更等により、設置した機器及び配線等を撤去する必要がある場合は別紙仕様書によるものとし、撤去が完了したときは速やかに書面により甲に報告しなければならない。

- 3 第1項及び第2項に掛かる経費は、乙の負担とする。

（検査）

第3条 甲は、前条の報告書を受理したときは、速やかに乙の立会を求めて業務の履行について確認を行わなければならない。

- 2 前項の検査の結果不合格となり、業務の補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 3 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届けを提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第1項の

規定を準用する。

(毎月の報告義務)

第4条 乙は、毎月の業務遂行の状況を取りまとめ、別紙仕様書に基づき書面により翌月15日までに甲に報告するものとする。

(業務報告書の確認)

第5条 甲は、前条の書面を受理したときは、10日以内に業務の履行について確認を行わなければならない。

2 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、協議のうえ当該補正を行うものとする。

3 甲は、確認をしたときは、速やかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第6条 乙は、前条第1項により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに適法な請求書により委託料の支払いを甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 各月の委託料の支払額は別表のとおりとする。

(乙の損害賠償)

第7条 乙は、業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により甲及び甲の財物又は甲の職員（第三者に与えた損害を含む。）に損害を与えたときは、1件の事故につき10億円を限度として賠償しなければならない。

(甲の免責事項)

第8条 乙の専従する警備要員の警備任務中における身体上の事故については、甲は、一切その責めを負わないものとする。

(乙の免責事項)

第9条 乙は、次の各号に起因する事故については、損害又は補償の責めを負わない。

(1) 建造物、施設、又は物品自体の瑕疵若しくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合。

(2) 天災地変、暴動、電話回線等の不通、その他の不可抗力により、乙が警備を実施することが不可能になった場合。

(3) 警備対象物件に設置した機器について、甲又は甲の職員若しくは甲の関係者が、乙と協議することなく、移転、変更、撤去或いは加工等をした場合。

(4) 甲の職員、出入業者の故意又は過失に基づく場合。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙が契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 乙が第13条、第16条の規定に違反したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

- 第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰することができない事由による解除の場合は、この限りでない。
- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 54 号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の契約日の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.7% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として

甲に納付しなければならない。

(契約の変更等)

第 12 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利義務等の譲渡禁止)

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、委託し、継承させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 15 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定した期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年 2.7 パーセントの割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を附した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき 2.7 パーセントの割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の延滞金を追徴する。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 19 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 福 島 県
福島県立須賀川支援学校長

印

(乙)

印